

別添1 集団的肉豚能力向上支援事業

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、令和5年度畜産業振興事業に係る公募要領(令和5年1月13日付け4農畜機第5510号)により応募した者から選定された者(以下「公募団体」という。)とする。

第2 事業の内容

公募団体は、産子数や飼料効率の向上等による生産コストの低減を図るため、次に掲げる事業を実施するものとする。また、生産者集団等が1から3までの事業を行う場合は、その実施に要する経費の一部について補助するものとする。

1 純粋種豚等の導入

組織的な能力向上を図る豚能力向上推進計画に基づく、産子等の広域的な利用に資する海外純粋種豚(以下「特定海外純粋種豚」という。)その他の純粋種豚又は純粋種豚生産のための家畜人工授精用精液の導入

2 一代雑種雌豚の導入

純粋種豚の能力向上に寄与するための一代雑種雌豚の導入

3 特色ある肉豚生産のための種豚の導入

集団的な取組としてパークシャー種やアグー等を用いた特色ある肉豚の生産性向上に資する種豚の導入

4 事業の推進指導

1から3までの事業の円滑な推進を図るための現地指導等。ただし、公募団体が自ら実施する場合を除く。

第3 事業の実施

1 事業実施要領の作成

公募団体は、第2の1から3までの事業により生産者集団等に経費の一部を補助する場合は、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、補助金の交付手続、消費税及び地方消費税の取扱い等を定めた事業実施要領を作成して理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業の要件

(1) 生産者集団等

ア 生産者集団等は、養豚業を営む者(3戸以上)で構成される地域の生産者集団(以下「生産者集団」という。)、農業協同組合、農業協同組合

連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人又はその他理事長が適当と認める団体とする。

イ 生産者集団は、次に掲げる事項について定款又は規約を定めているものとする。また、公募団体が生産者集団である場合も同様とする。

(ア) 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び生産者に関する事項

(イ) 生産者集団の組織及び運営に関する事項

(ウ) 生産者集団の活動に関する事項

(エ) 会計並びに補助金の管理及び使途に関する事項

ウ 第2の1から3までの事業に参加する生産者（公募団体又は生産者集団等から純粋種豚等の貸付を受けるなど事業に参加する者及び自ら純粋種豚等を利用等する公募団体を含む。以下「事業に参加する生産者」という。）は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、次に掲げるいずれかの要件を満たしている者であること。

(ア) 令和5年度に、配合飼料価格安定基金（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）第2の（1）に定める配合飼料価格安定基金をいう。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下この項において「契約」という。）の締結をしている者であること。

(イ) 令和4年度及び令和5年度のいずれも契約を締結していない者であること。

(ウ) 令和4年度に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、令和5年度に契約を締結していない者であること。

(2) 第2の1の事業で補助対象となる純粋種豚及び家畜人工授精用精液

ア 品種等（純粋種豚及び家畜人工授精用精液共通）

品種はランドレース種、大ヨークシャー種、デュロック種のほか、理事長が特に認めるものであって、事業に参加する生産者が所有する種豚の能力向上が見込まれるものとする。

イ 純粋種豚に係る要件

(ア) 月齢等

補助対象となる純粋種豚は、次に掲げる a 又は b のいずれかの要件に該当するものとする。ただし、特定海外純粋種豚にあっては b の要件に該当するものに限る。

a 国内で生産され、一般社団法人日本養豚協会（以下「養豚協会」という。）が証明する生後3か月齢以上15か月齢以内のもの

b 海外から導入し、養豚協会が証明する種豚登録豚で生後15か月齢以内のもの

(イ) 産子の子豚登記等

a 導入後、純粋種の産子を得るための交配に使用し、令和8年3月31日までに少なくとも1回はその産子の子豚登記を行うこと。

なお、この実施後においても、純粋種の産子の子豚登記及び種豚登録を行うよう努めることとする。

b 特定海外純粋種豚を導入した場合にあっては、その産子等（当該特定海外純粋種豚の精液、受精卵又は産子をいう。以下同じ。）を広域的に利用することを目的として、当該特定海外純粋種豚の情報及びその産子等の利用を受けるための方法を広く種豚生産者等が閲覧できる状態に置くこと。

ウ 家畜人工授精用精液に係る要件

(ア) 等級等

補助対象となる精液は、次に掲げる a 又は b のいずれかの要件に該当するものとする。

a 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第3項に基づく等級（以下「等級」という。）が、特級、1級又は2級の種雄豚から採取された精液

b aの等級のいずれかに属する海外から輸入された精液

(イ) 補助対象の精液の導入後の取扱い

a 導入後、令和6年3月31日までに純粋種の産子を得るための家畜人工授精に使用すること。

b 導入した精液から産出された産子については、令和7年3月31日までに子豚登記を行うこと。

(3) 第2の2の事業で補助対象となる一代雑種雌豚

ア 対象とする豚

補助対象とする一代雑種雌豚は、次に掲げる（ア）又は（イ）のいずれかの要件に該当するものとする。

(ア) 養豚協会が証明する一代雑種豚血統証明書又は種豚業者が交付する母豚の一腹記録簿を受けたもの（両親が種豚登録されたものに限る。）

(イ) 両親のいずれか一方が種豚登録されているものであって、もう一方の親（種豚登録されていないものに限る。）が、養豚業を営む者等が広く参加する取組として全国統一手法により実施される遺伝的能力評価（以下「全国的な遺伝的能力評価」という。）を受けたもの

- イ 一代雑種雌豚の交付上限頭数
補助金の交付対象とする頭数は、事業に参加する生産者の1経営体当たり30頭を上限とする。
また、このうちアの(イ)に該当する一代雑種雌豚については、5頭を上限とする。
 - ウ 繁殖成績の記録
導入した一代雑種雌豚1頭につき、別紙様式第5号の別紙に定める繁殖成績を1産以上、記録すること。
- (4) 第2の3の事業で補助対象となる特色ある肉豚生産のための種豚
- ア 対象とする豚
補助対象とする特色ある肉豚生産のための種豚は、次に掲げる要件に該当するものとする。
 - (ア) 血統割合の2分の1以上がランドレース種、大ヨークシャー種及びデュロック種以外の品種であることが養豚協会又は公的機関等が発行する証明書等により確認できるもの
 - (イ) 導入後、特色ある肉豚を生産するために使用する種豚であって、その肉豚の血統割合の2分の1以上がランドレース種、大ヨークシャー種及びデュロック種以外の品種であることが生産者協議会等が作成する特色ある肉豚生産に係る規約等により定められているもの
 - イ 特色ある肉豚生産のための種豚の交付上限頭数
補助金の交付対象とする頭数は、導入する種豚が雌の場合に限り、事業に参加する生産者の1経営体当たりの繁殖豚の頭数(家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第12条の4第1項に基づき毎年報告される繁殖豚の母豚頭数をいう。)の3分の1の頭数を上限とする。
 - ウ 繁殖成績の記録
導入する種豚1頭につき、別紙様式第5号の別紙に定める繁殖成績を1産以上、記録すること。
 - エ 能力向上に資するデータの提供
導入する種豚を生産した種豚生産者等に対し繁殖成績等の能力向上に資するデータを公募団体を通じて提供すること。
- (5) 補助対象豚の管理・飼養規程(純粋種豚、一代雑種雌豚及び特色ある肉豚生産のための種豚導入共通)
- 公募団体又は生産者集団等が、第2の1から3までの事業で補助対象とする純粋種豚、一代雑種雌豚及び特色ある肉豚生産のための種豚(以下「導入種豚」という。)を導入する場合には、次に掲げる事項についての導入種豚の管理・飼養規程をその導入前に設けるものとする。

生産者集団等は管理・飼養規程を設けた後、これを速やかに公募団体に提出するものとする。また、公募団体は、第6の1により交付決定を受けた後、自ら実施する場合の自らの管理・飼養規程又は生産者集団等から提出された管理・飼養規程を速やかに理事長に提出するものとする。

- ア 導入種豚の所有に関する事項
- イ 導入種豚の飼養基準に関する事項
- ウ 導入種豚の飼養場所に関する事項
- エ 導入種豚の管理・飼養費に関する事項
- オ 管理・飼養代表者に関する事項
- カ その他導入種豚の飼養に必要な事項

(6) 補助対象豚の貸付（純粋種豚、一代雑種雌豚及び特色ある肉豚生産のための種豚導入共通）

公募団体が自ら又は生産者集団等が、導入種豚を生産者へ貸し付ける場合については、次の事項についての貸付契約を締結するものとする。

公募団体は、自ら締結した貸付契約書の写し及び生産者集団等が締結した貸付契約書の写しを実績報告書に添付するものとする。

- ア 導入種豚の内容（品種、個体番号等）に関する規定
- イ 導入種豚の貸付期間に関する規定
- ウ 導入種豚の適正な飼養法に関する規定
- エ その他導入種豚の貸付に必要な規定

(7) 補助対象豚の飼養期間及び取扱い（純粋種豚、一代雑種雌豚及び特色ある肉豚生産のための種豚導入共通）

導入種豚は、導入後3年間飼養することとし、当該期間の末まで飼養できなくなった場合は、速やかに理事長に報告するものとする。その場合は、「畜産業振興事業の実施について」の14の（5）に基づき当該対象豚に係る補助金相当額を機構に返還するものとする。ただし、災害、盗難、疾病等導入種豚を導入した公募団体又は生産者集団等及び導入種豚の貸付を受けた者の責に帰さない事由であって、公的機関、獣医師等の証明がある場合は、この限りでない。また、純粋種豚については、（2）のイの（イ）に定める要件を満たした後から、一代雑種雌豚については（3）のウに定める要件を満たした後から、特色ある肉豚生産のための種豚については、（4）のウに定める要件を満たした後から、それぞれ導入後3年までの間に導入種豚を処分する場合、理事長は処分により生じる収益に補助率を乗じた金額を機構に返還する条件を付し、承認することができるものとする。

(8) 補助対象としない種豚及び精液

国の補助事業により導入した種豚及び精液は、第2の1から3までの事

業の補助対象としないものとする。

3 事業の実施期間

事業の実施期間は、令和5年度とする。

第4 事業の推進指導等

- 1 公募団体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係機関、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 公募団体は、第2の1から3までの事業の実施に当たっては、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業に参加する生産者へ、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。
- 3 公募団体は、第2の1から3までの事業の実施に当たっては、「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」（令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知）に基づき、原則として、事業を実施する年度中に1回以上、公募団体が自ら実施する場合は事業に参加する生産者、生産者集団等が実施する場合は当該生産者集団等にチェックシートの作成を指導すること等により、持続的な畜産物生産に向けた取組が行われるよう努めるものとする。
- 4 生産者集団等は、都道府県の指導を受けるとともに、公募団体の指導の下、関係機関、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 5 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、事業の趣旨、内容等の周知徹底及び生産者集団等に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。

第5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、公募団体が第2の事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第6 補助金交付の手續等

1 補助金の交付申請

- (1) 公募団体は、補助金の交付を受けようとする場合は、生産者集団等から提出された事業実施計画を取りまとめの上、自ら作成する事業実施計画とともに、理事長が別に定める期日までに別紙様式第1号の養豚経営安定対

策補完事業（集团的肉豚能力向上支援事業）補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を理事長に提出するものとする。

- (2) 公募団体は、交付申請に当たっては、事業に参加する生産者又は生産者集団等のそれぞれの所在地の都道府県知事に交付申請書の写しを送付するものとする。

2 事業の変更承認申請

公募団体は、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の養豚経営安定対策補完事業（集团的肉豚能力向上支援事業）補助金交付変更承認申請書（以下「変更承認申請書」という。）を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

この場合、公募団体は、変更承認申請に当たっては、事業に参加する生産者又は生産者集団等のそれぞれの所在地の都道府県知事に変更承認申請書の写しを送付するものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、第2の1から3までの事業にあっては交付決定額の範囲内で出来高に応じて、第2の4の事業にあっては交付決定額を限度として、それぞれ補助金の概算払をすることができるものとする。

- (2) 公募団体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の養豚経営安定対策補完事業（集团的肉豚能力向上支援事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

- (1) 生産者集団等は、事業完了後遅滞なく、公募団体に対し当該年度に実施した事業の実績を報告するものとする。

公募団体は、提出された事業の実績を取りまとめの上、自らの事業の実績とともに、この事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の養豚経営安定対策補完事業（集团的肉豚能力向上支援事業）実績報告書（以下「実績報告書」という。）を作成し、理事長に提出するものとする。ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

- (2) 公募団体は、実績報告に当たっては、事業に参加する生産者又は生産者

集団等のそれぞれの所在地の都道府県知事に実績報告書の写しを送付するものとする。

第7 導入種豚等の管理状況等の報告

- 1 生産者集団等は、第2の1から3までの事業により導入種豚を導入した場合にあっては、導入した年度の翌年度から起算して2年間は、公募団体に対し管理状況を報告するものとする。

公募団体は、報告された管理状況を取りまとめの上、自ら導入した導入種豚の管理状況とともに、導入した年度の翌年度から起算して2年間は、別紙様式第5号の養豚経営安定対策補完事業（集团的肉豚能力向上支援事業）に係る管理状況報告書（以下「管理状況報告書」という。）を作成し、理事長に報告するものとする。

- 2 生産者集団等は、第2の1の事業により純粋種豚を導入した場合にあっては、導入した純粋種豚から産出された産子のうち、導入年度内に子豚登記を行うことができず報告ができなかったものについては、当該要件が満たされるまで公募団体に対し登録状況を報告するものとする。

公募団体は、報告された登録状況を取りまとめの上、当該要件を満たしていない場合は自らの登録状況とともに、毎年度、6月30日までに管理状況報告書を作成し、理事長に報告するものとする。

- 3 生産者集団等は、第2の1の事業により精液を導入した場合にあっては、その精液から産出された産子のうち、導入年度内に子豚登記を行うことができなかったものについては、公募団体に対し登録状況を報告するものとする。

公募団体は、報告された登録状況を取りまとめの上、自ら導入した精液から産出された産子のうち、導入年度内に子豚登記できなかったものの登録状況とともに、令和7年6月30日までに管理状況報告書を作成し、理事長に報告するものとする。

- 4 生産者集団等は、第2の2の事業により一代雑種雌豚を導入した場合にあっては、第3の2の（3）のウに基づき、導入年度も含め離乳頭数確認後の当該繁殖成績を取りまとめ、1産以上の報告が完了するまで公募団体に対して報告するものとする。

公募団体は、提出された繁殖成績を取りまとめの上、1産以上の報告が完了するまで自らの繁殖成績とともに、毎年度、6月30日までに管理状況報告書を作成し、理事長に報告するものとする。

- 5 生産者集団等は、第2の3の事業により特色ある肉豚生産のための種豚を導入した場合にあっては、第3の2の（4）のウに基づき、導入年度も含め離乳頭数確認後の当該繁殖成績を取りまとめ、1産以上の報告が完了するま

で公募団体に対して報告するものとする。

公募団体は、提出された繁殖成績を取りまとめの上、1産以上の報告が完了するまで自らの繁殖成績とともに、毎年度、6月30日までに管理状況報告書を作成し、理事長に報告するものとする。

第8 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 公募団体は、機構に対して交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 公募団体は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 3 公募団体は、1のただし書により交付申請をした場合において、実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の養豚経営安定対策補完事業（集团的肉豚能力向上支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第9 帳簿等の整備保管等

1 帳簿等の整備保管

公募団体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、事業

により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。

2 電磁的記録による整備保管

前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

3 事業の実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じ、公募団体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

第10 電子情報処理組織による申請等

1 公募団体は、第3の1の規定による実施要領の承認申請、第6の1の規定による交付申請、第6の2の規定による変更承認申請、第6の3の(2)の規定による概算払請求、第6の4の規定による実績報告、第7の規定による管理状況報告及び第8の3の規定による仕入れに係る消費税等相当額報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「共通申請サービス」という。）を使用する方法により行うことができるものとする。ただし、共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本実施要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2 公募団体は、1の規定により交付申請等を行う場合は、本実施要綱の様式の定めにかかわらず、共通申請サービスにより提供する様式によるものとする。

3 理事長は、1の規定により交付申請等を行った公募団体に対する通知、承認、指示及び命令については、公募団体が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、共通申請サービスを使用する方法によることができるものとする。

4 公募団体が2の規定により共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合は、共通申請サービスのサービス提供者が別に定める共通申請サービスの利用に係る規約に従わなければならない。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 純粋種豚等の導入	公募団体又は生産者集団等が実施する純粋種豚又は家畜人工授精用精液の導入に要する経費	1 / 2 以内 ただし、特定海外純粋種豚については1頭当たり40万円を上限、それ以外の純粋種豚については1頭当たり10万円を上限、精液については1本当たり1万円を上限とする。
2 一代雑種雌豚の導入	公募団体又は生産者集団等が実施する一代雑種雌豚の導入に要する経費	1 / 2 以内 ただし、1頭当たり2万円を上限とし、一経営体当たり30頭を上限とする。 また、このうち第3の2の(3)のアの(イ)の豚は、5頭を上限とする。
3 特色ある肉豚生産のための種豚の導入	公募団体又は生産者集団等が実施する特色ある肉豚生産のための種豚の導入に要する経費	1 / 3 以内 ただし、1頭当たり3万円を上限とし、雌については一経営体当たりの繁殖豚の3分の1の頭数を上限とする。
4 事業の推進指導	1 から 3 までの事業の円滑な推進を図るための現地指導等に要する経費	定額

別紙様式第1号

令和 年度養豚経営安定対策補完事業（集团的肉豚能力向上支援事業）補助
金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度において養豚経営安定対策補完事業(集团的肉豚能力向上支援事業)
を下記のとおり実施したいので、養豚経営安定対策補完事業実施要綱別添1の第
6の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申
請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度養豚経営安定対策補完事業(集团的肉豚能力向上支援事業)
実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事 業 費	負 担 区 分		備 考
		機 構 補 助 金	そ の 他	
1 純粋種豚等の導入				
2 一代雑種雌豚の導入				

3 特色ある肉豚生産のための種豚の導入				
4 事業推進指導				
合 計				

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款又は規約

(2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

(注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第1号の別紙

令和 年度養豚経営安定対策補完事業（集团的肉豚能力向上支援事業）実施計画

1 生産者集団の概要

生産者名	住 所	飼 養 頭 数			前年度出荷 頭数（実績）
		主な経営 形態	子取り用 雌豚頭数	種雄豚	
			頭	頭	頭
			頭	頭	頭
			頭	頭	頭
			頭	頭	頭
			頭	頭	頭
計 人		合計	頭	頭	頭

- （注） 1 生産者集団の概要は、公募団体が生産者集団である場合及び公募団体が生産者集団へ補助する場合に記入すること。また「生産者名」欄には、所属する生産者集団の名称を併記すること。
- 2 「主な経営形態」欄には、種豚生産、子取り、肥育、一貫経営の区分を記載すること。
- 3 子取り用雌豚は、生後6か月以上で、子豚を生産することを目的として飼養している雌豚とする。

2 集团的肉豚能力向上支援

(1) 豚能力向上推進計画

現状の能力	この事業での改善点

(注) 1 所有する純粋種豚の現状の能力とこの事業による種豚の導入等で改善される具体的な能力に関する事項を、それぞれの欄に記入すること。

2 出来る限り数値の根拠となる資料又はパンフレット等を添付すること。

(2) 純粋種豚の導入

生産者名	品種	導入種豚頭数												事業費 (円)	負担区分 (円)		備考 上段：事業費(税抜) 下段：消費税		
		特定海外純粋種豚				海外導入種豚				国内導入種豚					合計	機構補助金		その他	
		雄	雌	計	事業費 (円)	雄	雌	計	事業費 (円)	雄	雌	計	事業費 (円)						雄
合計	名																		

- (注) 1 一生産者が複数品種を導入する場合は、品種ごとに記載すること。
 2 「生産者名」欄には、公募団体が生産者集団等へ補助する場合、生産者集団等の名称を併記すること。
 3 実績報告書の提出時には、補助を受けて導入した純粋種豚及びその産子の養豚協会が発行する子豚登記証明書又は種豚登録証明書の写し、導入種豚の購入金額がわかる領収書等の写し及び導入種豚の貸付契約書の写しを添付すること。

- 4 補助を受けて特定海外純粋種豚を導入した場合は、実績報告書の提出時に、当該特定海外純粋種豚の情報及びその産子等の利用を受けるための方法を広く種豚生産者等が閲覧できる状態に置いたことが分かる資料の写しを添付すること。
- 5 導入年度内に当該豚の産子の子豚登記できなかつた場合は、第7の2により導入年度以降も当該要件が満たされるまで、当該豚の産子の子豚登記証明書の写しを添付し報告すること。

(3) 家畜人工授精用精液の導入

生産者名	品種	導入計画 本数 (本)	事業費 (円)	負担区分 (円)		種付雌豚の 血統証明 番号	産子の子豚 登記の有無	備考 上段：事業費 (税抜) 下段：消費税
				機構 補助金	その他			
合計	名							

- (注) 1 一生産者が複数の品種の精液を購入する場合は、品種ごとに記入すること。
- 2 「生産者名」欄には、公募団体が生産者集団等へ補助する場合、生産者集団等の名称を併記すること。
- 3 実績報告書の提出時には、別紙様式第5号の別紙に準じて作成した導入精液1本ごとの使用状況がわかる書類に、補助対象となる導入精液の精液証明書、補助を受けて導入した精液から産出された産子の養豚協会が発行する子豚登記証明書又は種豚登録証明書の写し、導入精液の購入金額がわかる領収書等の写し、家畜人工授精に使用された日がわかる書類等の写し（家畜人工授精記録台帳の写し等）を添付すること。なお、不受胎等で産子が得られなかった場合は、獣医師等の証明の写し等を実績報告書に添付すること。
- 4 導入年度内に当該精液から産出された産子の子豚登記できなかった場合は、第7の3により導入年度後に、当該精液から産出された産子の子豚登記証明書の写しを添付し報告すること。

(4) 一代雑種雌豚の導入

生産者名	品種	導入頭数 (頭)			事業費 (円)	負担区分 (円)		備考 上段：事業費 (税抜) 下段：消費税
		①	②	計		機構 補助金	その他	
合計	名							

- (注) 1 一生産者が複数品種を導入する場合は、品種ごとに記載すること。
- 2 「生産者名」欄には、公募団体が生産者集団等へ補助する場合、生産者集団等の名称を併記すること。
- 3 「導入頭数」欄には、第3の2の(3)のアの(ア)の豚の頭数を「①」として、第3の2の(3)のアの(イ)の豚の頭数を「②」として、それぞれ記載すること。
- 4 実績報告書の提出時には、補助を受けて導入した一代雑種雌豚1頭ごとに、導入母豚の購入金額がわかる領収書等の写し及び導入母豚の貸付契約書の写しとともに、第3の2の(3)のアの(ア)の豚にあっては、養豚協会が発行する導入種豚の一代雑種豚血統証明書の写し又は同協会が発行する母豚の一腹記録簿の写しを、第3の2の(3)のアの(イ)の豚にあっては、同協会が発行する両親のいずれか一方の種豚登録証明書の写し、もう一方の親の全国的な遺伝的能力評価を受けたことがわかる書面等の写し及び導入種豚と両親との親子関係がわかる書面の写しを、

それぞれ添付すること。なお、提出する一腹記録簿により親の種豚登録が確認できないときは、当該一腹記録簿により種豚登録が確認できない親の種豚登録証明書の写しを合わせて添付すること。

- 5 導入した一代雑種雌豚に係る繁殖成績については1産以上報告することとするが、導入年度内に当該報告が出来なかった場合は、第7の4により導入年度以降も当該要件が満たされるまで繁殖成績を報告すること。

(5) 特色ある肉豚生産のための種豚の導入

生産者名	生産する特色ある肉豚の名称	導入種豚の品種	導入頭数(頭)			事業費(円)	負担区分(円)		備考 上段：事業費(税抜) 下段：消費税
			雄	雌	計		機構補助金	その他	
合計 名									

- (注) 1 一生産者が複数品種を導入する場合は、品種ごとに記載すること。
- 2 「生産者名」欄には、公募団体が生産者集団等へ補助する場合、生産者集団等の名称を併記すること。
- 3 「生産する特色ある肉豚の名称」欄には、生産者協議会等が作成する特色ある肉豚生産に係る規約等に基づき生産される肉豚の名称を記載すること。
- 4 生産者協議会等が作成する特色ある肉豚生産に係る規約等（補助を受けて導入した特色ある肉豚生産のための種豚から産出される産子の血統割合の2分の1以上がランドレース種、大ヨークシャー種及びデュロック種以外であることが確認できるもの）及び家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の4第1項に基づく家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する定期報告書の写しを添付すること。ただし、新規就農等により定期報告書の写しがない生産者についてはこの限りでない。

- 5 実績報告書の提出時には、補助を受けて導入した特色ある肉豚生産のための種豚1頭ごとに養豚協会又は公的機関等が発行する血統割合が確認できる証明書等の写し、導入種豚の購入金額がわかる領収書等の写し及び導入種豚の貸付契約書の写しを添付すること。
- 6 導入した特色ある肉豚生産のための種豚に係る繁殖成績については1産以上報告することとするが、導入年度内に当該報告が出来なかった場合は、第7の5により導入年度以降も当該要件が満たされるまで繁殖成績を報告すること。

(6) 事業推進指導

時期	内容	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考 (積算基 礎)
			機構 補助金	その他	
合計					

(注) 事業推進指導は、公募団体が自ら実施する場合を除く。

3 家畜共済への積極的な加入促進

時期	取組内容	備考

別紙様式第2号

令和 年度養豚経営安定対策補完事業（集团的肉豚能力向上支援事業）補助
金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった養豚
経営安定対策補完事業（集团的肉豚能力向上支援事業）について、下記の理由に
より変更したいので承認されたく、養豚経営安定対策補完事業実施要綱別添1の
第6の2の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 事業の内容

別紙「令和 年度養豚経営安定対策補完事業(集团的肉豚能力向上支援事業)
実施計画 (変更)」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事 業 費	負 担 区 分		備 考
		機構補助金	その他	
1 純粋種豚等の導入				
2 一代雑種雌豚の導入				
3 特色ある肉豚生産のため の種豚の導入				

4 事業推進指導				
合計				

(注) 2 及び 3 については、別紙様式第 1 号の様式に準じて作成するものとし、変更部分が容易に比較できるよう変更前を () 書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度養豚経営安定対策補完事業（集团的肉豚能力向上支援事業）補助
金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった養豚経営安定対策補完事業（集团的肉豚能力向上支援事業）について、下記により金円を概算払により支払われたく、養豚経営安定対策補完事業実施要綱別添1の第6の3の（2）の規定に基づき請求します。

記

1 概算払請求額

(単位：円、%)

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ④	今回概 算払請 求額 ⑤	令和 年 月 日まで の予定 出来高 (④+ ⑤) / ②	残額 ②-④- ⑤
	事業 費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③/①				
1 純粋種豚 等の導入	円	円	円	円	%	円	円	%	円
2 一代雑種 雌豚の導入									
3 特色ある 肉豚生産の									

別紙様式第4号

令和 年度養豚経営安定対策補完事業（集团的肉豚能力向上支援事業）実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった養豚経営安定対策補完事業（集团的肉豚能力向上支援事業）について、下記のとおり実施したので、養豚経営安定対策補完事業実施要綱別添1の第6の4の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額金 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度養豚経営安定対策補完事業（集团的肉豚能力向上支援事業）実績書」のとおり

（注）別紙様式第1号の別紙の事業実施計画に準じて作成すること。

3 事業に係る精算額

（単位：円）

区 分	交付決定額	実績額 ①	概算払額 ②	精算額 ①－②
1 純粋種豚等の導入				
2 一代雑種雌豚の導入				
3 特色ある肉豚生産のための種豚の導入				

4 事業推進指導				
合 計				

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了年月日 令和 年 月 日

5 振込先

金融機関名及び支店名 銀行 支店
振込口座種類及び口座番号 普通・当座
口座名義人（フリガナ）

別紙様式第5号

令和 年度養豚経営安定対策補完事業（集团的肉豚能力向上支援事業）に係
る管理状況報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度における養豚経営安定対策補完事業(集团的肉豚能力向上支援事業)
により導入した純粋種豚等の管理状況について、養豚経営安定対策補完事業実施
要綱別添1の第7の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

別紙「令和 年度養豚経営安定対策補完事業（集团的肉豚能力向上支援事業）
に係る管理状況」のとおり

該当項目の□内にチェックを入れること

- 純粋種豚
- 家畜人工授精用精液
- 一代雑種雌豚
- 特色ある肉豚生産のための種豚

別紙様式第5号の別紙

令和 年度養豚経営安定対策補完事業（集团的肉豚能力向上支援事業）に係る管理状況
 （令和 年度導入、令和 年3月31日現在）

1 集团的肉豚能力向上支援

(1) 純粋種豚の導入

生産者名	整理番号	種豚の種類	血統証明 番号	品種	性別	生年月日	導入年月日	淘汰年月日	種付又は 分娩回数	産子の子豚 登記した日
計 人	計 頭									

- (注) 1 補助を受けて導入した純粋種豚の令和7年3月31日現在、令和8年3月31日現在における管理状況について各翌年度の6月30日までに報告すること。
- 2 種豚の種類欄は、養豚経営安定対策補完事業（集团的肉豚能力向上支援事業）実績書に記載した導入種豚頭数の区分に応じ「特定海外純粋種豚」、「海外導入種豚」又は「国内導入種豚」と記載すること。
- 3 補助を受けて導入した純粋種豚について、導入年度後に当該豚の産子の子豚登記した場合には、当該豚の産子の子豚登記証明書の写しを添付すること。
- 4 当該豚の産子の子豚登記できなかった場合は、「産子の子豚登記した日」の欄に、その理由（不妊、流産、死産、奇形等）を記入すること。

- 5 補助を受けて特定海外純粋種豚を導入した場合は、当該特定海外純粋種豚の情報及びその産子等の利用を受けるための方法を広く種豚生産者等が閲覧できる状態に置いたことが分かる資料の写しを添付すること。
- 6 「種付又は分娩回数」の欄には、雄は導入からの総種付回数、雌は導入からの総分娩回数を記入すること。
- 7 生産コストの低減を図るために、補助を受けて導入した純粋種豚に係る産子数、飼料効率の向上等のデータの収集に努めること。

(2) 家畜人工授精用精液の導入

生産者名	購入年月日	精液証明書		注入年月日	注入した母豚		産子		産子の子豚 登記した日
		品種	血統証明 番号		品種	血統証明 番号	生年月日	正常産子数	
計 人	計 本								

- (注) 1 補助を受けて導入した精液から産出された産子については、令和7年3月31日現在における登記状況について令和7年6月30日までに報告すること。
- 2 補助を受けて導入した精液から産出された産子について、導入年度後に当該精液からの産子の子豚登記した場合には、当該精液からの産子の子豚登記証明書の写しを添付すること。
- 3 当該精液から産出された産子の子豚登記できなかった場合は、「産子の子豚登記した日」の欄に、その理由（不受胎、流産、死産、奇形等）を記入し獣医師等の証明書を添付すること。
- 4 生産コストの低減を図るために、補助を受けて導入した家畜人工授精用精液に係る産子数、飼料効率の向上等のデータの収集に努めること。

(3) 一代雑種雌豚の導入

生産者名	血統証明を添付する場合 (必須)	一腹記録簿を添付する場合 (必須)			全国的な遺伝的能力評価を受けたことがわかる書面等を添付する場合 (必須)			淘汰年月日	産次	分娩日	繁殖成績			
		導入種豚の耳標番号	導入種豚の記録簿の通し番号	父豚の耳標番号	母豚の耳標番号	導入種豚の耳標番号等	父豚の耳標番号等				母豚の耳標番号等	総産子数 うち 正常産子数	哺乳開始頭数 うち 里子	離乳頭数

- (注) 1 補助を受けて導入した一代雑種雌豚の令和7年3月31日現在、令和8年3月31日現在における管理状況について、各翌年度の6月30日までに報告すること。
- 2 導入した一代雑種雌豚に係る繁殖成績については導入した年度の翌年度分まで、1産以上報告することとするが、(注)1による当該報告ができなかった場合は、第7の4により導入年度後以降も当該要件が満たされるまで繁殖成績を報告すること。
- 3 当該報告による繁殖成績等については農林水産省、養豚協会、(独)家畜改良センター等にデータ提供され、家畜改良のために活用される場合がある。

(4) 特色ある肉豚生産のための種豚の導入

生産者名	生産した特色ある肉豚の名称	導入種豚の整理番号	導入種豚の血統証明番号	品種	性別	淘汰年月日	交配した豚の品種	交配した豚の血統証明番号	産次	分娩日	繁殖成績			備考		
											総産子数		哺乳開始頭数		離乳頭数	
											うち正常産子数	うち	うち			うち

- (注) 1 補助を受けて導入した特色ある肉豚生産のための種豚の令和7年3月31日現在、令和8年3月31日現在における管理状況について、各翌年度の6月30日までに報告すること。
- 2 導入した特色ある肉豚生産のための種豚に係る繁殖成績については導入した年度の翌年度分まで、1産以上報告することとするが、(注)1による当該報告ができなかった場合は、第7の5により導入年度後以降も当該要件が満たされるまで繁殖成績を報告すること。
- 3 「生産した特色ある肉豚の名称」欄には、生産者協議会等が作成する特色ある肉豚生産に係る規約等に基づき生産した肉豚の名称を記載すること。
- 4 血統証明番号は、養豚協会が管理する証明番号のほか、公的機関等が管理する証明番号（耳標番号等）を記入すること。
- 5 導入種豚が雄の場合にあっては、交配した雌の品種、血統証明番号、産次、分娩日及び繁殖成績を記入すること。
- 6 導入種豚が雌の場合にあっては、交配した雄の品種及び血統証明番号並びに当該導入種豚の産次、分娩日及び繁殖成績を記入すること。
- 7 種豚生産者等に対し繁殖成績を提供した場合、「備考」欄に提供先及び提供日を記載すること。また、繁殖成績以外に提供したデータがある場合は、その写しを添付すること。

8 当該報告による繁殖成績等については農林水産省、養豚協会、(独)家畜改良センター等にデータ提供され、家畜改良のために活用される場合がある。

別紙様式第6号

令和 年度養豚経営安定対策補完事業（集团的肉豚能力向上支援事業）に
係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった養豚
経営安定対策補完事業（集团的肉豚能力向上支援事業）補助金について、養豚経
営安定対策補完事業実施要綱別添1の第8の3の規定に基づき、下記のとおり報
告します。

（併せて、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還
します。（返還がある場合、記載すること））

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第
15条の補助金の額の確定額（令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額
の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返戻相当額（3－2）

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、法人格を有しない組合等の場合は、全ての生産者分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

〔 〕

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

〔 〕

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、法人格を有しない組合等の場合は、全ての生産者分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・公募団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料